## ○文部科学省厚生労働省令第二号

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　　昭

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部改正）

**第一条**　次に掲げる省令の規定中「第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所」に改める。

一　歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省令第一号）別表備考第二号

二　診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第四号）別表第一備考第二号

三　臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省令第三号）別表備考第二号

四　視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省令第二号）別表第一備考第二号及び別表第二備考第二号

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）

**第二条**　保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「法第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所」を「法第二十一条第一号若しくは第二号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学」を加え、「法第二十一条第二号」を「法第二十一条第三号」に改める。

第二条第二号及び第三条第二号中「六月」を「一年」に改める。

第四条第一項中「法第二十一条第一号の」を「法第二十一条第一号の大学、同条第二号の」に、「同条第二号」を「同条第三号」に、「法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法」を「同法に基づく大学が同法」に改める。

第四条第一項第一号並びに第六条第一項及び第二項中「法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法」を「同法に基づく大学が同法」に改める。

別表第三備考第二号ロ及び別表第三の二備考第三号ロ中「学校」の下に「（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等の一部改正）

**第三条**　次に掲げる省令の規定中「認定されている学校」の下に「（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「第二十一条第一号若しくは第二号」を「法第二十一条第二号若しくは第三号」に改める。

一　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部厚生省令第二号）別表第一備考第二号

二　柔道整復師養成施設指定規則（昭和四十七年文部省厚生省令第二号）別表第一備考第二号

（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正）

**第四条**　理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第三号）の一部を次のように改める。

別表第一備考第二号中「第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校」の下に「（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「第二十一条第一号若しくは第二号」を「第二十一条第二号若しくは第三号」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○厚生労働省令第五十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号及び第二項並びに第六十三条第一項第七号及び第二項、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十九条第二項、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十八条第二項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十一条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　　昭

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第二号イ中「若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金、地域再生中小企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金」を「、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金」に、「若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは介護未経験者確保等助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロの雇入れに係るものに限る。）」に改め、同条第五項中「又は第百十三条第一項の通年雇用奨励金」を「、第百十三条第一項の通年雇用奨励金又は第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金」に改める。

第百二条の五第二項中「第一号から第五号までのいずれかに」を「第一号又は第二号に」に、「第六号に定める額」を「第三号に定める額」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第一号ニ又は第二号ニの通常賃金の額以上の額が支払われた第一号ハ又は第二号ハの休暇の日数（当該休暇が計画対象被保険者であるもの）に七千円を乗じて得た額（その額が当該計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者であつて当該休暇を付与されたものの数に二十一万円を超えるときは、当該二十一万円）

第百二条の五第二項第四号から第六号までを削り、同条第三項第三号を次のように改める。

三　第一号ハ又は前号ニの委託に要する費用（第一号ニ又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係るもの（当該委託が計画対象被保険者であつて支援書等対象被保険者であるものに係る委託のときは、第一号ニ又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者のいずれか一方に係るもの）に限る。）の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額（その額が第一号ニ又は前号ホの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の数（その数が同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書において三百人を超えるときは、三百人）に二十万円（中小企業事業主にあつては三十万円）を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）

第百二条の五第四項中「同意雇用開発促進地域において」を「地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）において」に、「地域雇用開発計画」を「同法第五条第一項の地域雇用開発計画（以下「地域雇用開発計画」という。）」に改める。

第百四条第一項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、同条第二項第一号イ中「事業主であること」の下に「（当該措置を講じた後六箇月を経過した場合に限る。）」を加え、同号イ⑵中「この号」を「この条」に改め、同項第二号の表の備考第三号の次に次の二号を加える。